

【受講料個人負担の場合】

国際医療福祉大学の認定看護管理者教育課程、保健師助産師看護師実習指導者講習会は**厚生労働省の教育訓練給付制度**を利用できます

◎認定看護管理者教育課程セカンドレベル・サードレベルと

保健師助産師看護師実習指導者講習会は**専門実践教育訓練**に指定されています

◎認定看護管理者教育課程ファーストレベルは**特定一般教育訓練**

指定期間：2021年10月1日～2024年9月30日

■教育訓練給付制度とは

働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が公共職業安定所（ハローワーク）から支給されます。

■支給対象者（①②いずれか）

- ①受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち**支給要件期間***が**3年以上**ある方
 - ②受講開始日において雇用保険の被保険者でない方のうち被保険者資格を喪失した日（離職日翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合は最大20年以内）であり、かつ**支給要件期間***が**3年以上**ある方
- （①②いずれも教育訓練給付の支給を初めて受けようとする方は、**支給要件期間が特定一般は1年以上、専門実践は2年以上あればよい**）

※支給要件期間：受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用された期間をいいます。この被保険者資格を取得する前に、他の事業所などに雇用されるなどで被保険者等だったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、この被保険者等であった期間も通算します。（過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合、その受講開始日より前の被保険者期間は通算しません。）

■上記条件を満たす支給対象者が受講し修了した場合

ファーストレベル	セカンドレベル・サードレベル・実習指導者講習会
支払った教育訓練経費の 40% 相当額支給	支払った教育訓練経費の 50% 相当額支給 + 修了日翌日から1年以内に被保険者として雇用された又は雇用されている場合 20% 相当額追加支給

制度ご利用にあたって

■この案内においては制度を簡略化して記載しています。給付金の受給資格や手続き方法等、制度の詳細については厚生労働省・ハローワークのwebサイト、教育訓練給付金のリーフレットをご覧ください。また、ご自身の給付資格の確認はお近くのハローワークへお尋ね下さい。本学では、個別の受給資格の有無についてはお答え致しかねます。

■教育訓練給付制度の利用を希望される場合、原則として受講開始日の1か月前までに受講者本人が居住地を管轄するハローワークにおいて受講前の手続きを行って下さい。

国際医療福祉大学 生涯学習センター

〒107-8402東京都港区赤坂4-1-26

TEL03-5574-3835 E-mail: kango-center@iuhw.ac.jp